フレックスタイム制に関する労使協定書

○○会社 と ○○会社従業員代表 とは、労働基準法第３２条の３の規定に基づき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

（フレックスタイム制の適用従業員）

第1条 〇〇課所属の全従業員にフレックスタイム制を採用する。

（清算期間）

第２条 労働時間の清算期間は、毎月１日から末日までの１ヶ月とする。

（所定労働時間）

第３条 清算期間における所定労働時間は、清算期間を平均して１週４０時間の範囲内で、１日７時間に清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

（１日の標準労働時間）

第４条 １日の標準労働時間は、〇時間とする。

（コアタイム）

第５条 コアタイムは、午前１０時から午後３時までとする。ただし、正午から午後１時までは休憩時間とする。

（フレキシブルタイム）

第６条 フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 午前７時から１０時

終業時間帯 午後３時から ８時

（超過時間の取扱い）

第７条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外労働割増賃金を支給する。

（不足時間の取扱い）

第８条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

（有効期間）

第９条 本協定の有効期間は、令和○年○月○日から１年とする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに１年間の有効期間を延長するものとする。

令和 年 月 日

○○会社

 代表取締役〇〇〇〇　㊞

○○会社

従業員代表〇〇〇〇　㊞